

# 給与所得者異動届出書の記入例①【退職により普通徴収へ切替え】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

(明石市提出用)

※ 届出書の提出は、1人1枚1枚提出してください。1枚1枚提出する場合は、1枚1枚提出の届出書に「個人別届出書の提出が義務です。」の表示が必要です。

受付印		市町村民税 給与支払報告 道府県民税 に係る給与所得者異動届出書 森林環境税 特別徴収		1			
6		整理番号		673-8686			
明石市町村民税	明石市中崎1丁目5-1	課係氏名	総務課 給与	特別徴収番号	5年度		
令和6年	(株) 甲野商事	担当名	乙葉花子	宛番号	6年度		
10月6日	個人番号又は法人番号 98765432100000	電話番号	078-912-1111	特別徴収番号	0090123456		
		内線		宛番号	0001		
フリガナ	アカシ イチロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	明石 一郎	6月分	9月分まで	10月分	令和6年	番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入 <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収 (本人が納付)
生年月日	昭和2平成51年1月2日	円	円	円	6年	2	3
個人番号	123456789000	49,200	16,400	32,800	9月30日		
住所(1月1日現在)	明石市本町5丁目4-3						
住所(異動後)	神戸市西区玉津町大山180-3						
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)							
新しい勤務先(特別徴収義務者)	フリガナ	【例】9月分まで特別徴収する場合		円を 月分		から徴収し、納入するよう連絡済みです。月割額をお伝えください。	
フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	49,200円 (6月から翌年5月分)				
フリガナ		(イ) 徴収済税額	16,400円 (6月から9月分)				
フリガナ		(ウ) 未徴収税額	32,800円 (10月から翌年5月分)				
※ (ウ) の未徴収税額が普通徴収税額となります。普通徴収の税額通知は明石市から本人宛に送付します。							
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合)							
番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、		月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
<input type="checkbox"/>	2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。						
③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)							
番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。						
<input type="checkbox"/>	1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。						
	2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。						
	3. 死亡による退職のため。						
市町村処理欄							
A	B	C	D	E	F	G	H

あっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。退職の日が一月一日以後の方については、本人からの申出がない場合で

- ※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
- ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
- ※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。